

一般財団法人岩手県学校安全互助会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県学校安全互助会（以下「互助会」という。）が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して互助会の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(3) 役職員等

「役職員等」とは、互助会に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員（臨時的任用職員を含む。）をいう。

(4) 個人情報管理責任者

個人情報保護の実施計画の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(5) 個人情報管理者

個人情報管理責任者の業務の一部又は全部を代行する者をいう。

(6) 個人情報管理担当者

個人情報の取得、利用管理及び廃棄等の実務を担当する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 互助会の事業について依頼・委嘱を受けた者（以下「被依頼者」という。）が、互助会の業務に従事する場合には、当該被依頼者を管理する立場にある者は、当該被依頼者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 個人情報管理責任者はリスク・コンプライアンス担当理事を充てる。

- 2 個人情報管理責任者は、互助会で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を理解し、遵守するとともに、この規程等の適正な実施及び運用を図るとともに、個人情報の外部への漏えい、滅失、き損及び不正アクセス（以下「漏えい等」という。）がないように管理する責を負う。
- 4 個人情報管理責任者は、前2項に掲げる業務の全部または一部を次条に定める個人情報管理者に代行させることができる。
- 5 個人情報管理責任者は、個人情報管理者及び個人情報管理担当者を指揮監督するものとし、本規程に定められた事項を理解させるために教育訓練、個人情報等が適正に取扱われるよう、必要かつ適正な監督を行うものとする。

（個人情報管理者）

- 第5条 個人情報管理者は、事務局長を充てることとし、事務局長が不在の場合は事務局次長がその職務を代行する。
- 2 個人情報管理者は、個人情報管理責任者を補佐する。
 - 3 前条第4項に基づき個人情報管理責任者から業務の全部または一部の代行を命じられた場合は、当該業務の適正な実施を図る責を負う。

（個人情報管理担当者）

- 第6条 個人情報管理担当者は、個人情報の取得、利用、保管又は廃棄等の業務を担当する者をいう。
- 2 個人情報管理担当者は、個人情報を取扱う業務に従事する際、法令、互助会が定める規程を遵守し、個人情報管理責任者及び個人情報管理者の指示等に従い、個人情報等の保護に誠実に努めなければならない。
 - 3 個人情報管理担当者は、個人情報管理責任者又は個人情報管理者の指揮監督を受けるものとする。

（個人情報の収集の目的）

- 第7条 互助会は、個人情報の取得は、互助会の事業の遂行に必要な範囲で行うものとし、かつ、その利用目的をできるだけ特定するものとする。
- 2 互助会は、個人情報等の利用目的を変更する場合、本人又は本人が未成年者の場合はその保護者（以下「本人等」という。）の同意を得ないままに、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 3 互助会は、前2項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。
ただし、次に掲げる場合は、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の取得)

第8条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、本人等に対して、その利用目的を通知又は公表するものとする。
- 3 要配慮個人情報を取得する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「保護法」という。）第17条第2項に掲げる場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得るものとする。
- 4 本人以外の者から個人情報を取得する場合には、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、保護法第26条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者名又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(個人情報の提供)

第9条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 前項の規定にかかわらず、互助会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - (2) 個人情報の保護に関し、その適正な運用及び実施がなされている者であること

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者（第4条第4項に基づき業務を代行する者を含む。以下同じ。）の承諾を得なければならない。
- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、互助会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の正確性確保)

第10条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

- 第11条 保有する必要がなくなった個人情報については、個人情報管理担当者は個人情報管理責任者の了承を得て、速やかに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。
- 2 個人情報管理担当者は、個人情報の消去・破棄を行うにあたり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、個人情報保護責任者に報告するものとする。

(通報及び調査義務等)

- 第12条 役職員等は、漏えい等の事案が発生していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、前項の通報を受けた場合には、直ちに理事長及び関係機関にその事実を報告するとともに、事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

- 第13条 個人情報管理責任者は、前条に定める事実関係の調査の結果、個人情報の漏えい等の事実を確認した場合には、直ちに二次被害の発生・拡大の防止のための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を理事長及び関係先に報告しなければならない。
- ア 漏えい等の範囲
 - イ 漏えい等のあった時期
 - ウ 漏えい等の原因
 - エ その他調査で判明した事実
 - オ 当面講じた措置等
- 2 個人情報管理責任者は、当該個人情報の漏えい等に係る必要な措置及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 互助会が既に保有している個人情報について、本人等からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 互助会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局職員が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 事務局職員は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(細目及び運用)

第 17 条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議によりを経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 7 条第 2 項、第 8 条第 3 項及び同条第 4 項は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）が施行された日から施行する。

それまでの間は、第 7 条第 2 項中「関連性を」は「相当の関連性を」に読み替えるものとする。